

<ランク>

選択式では、各空欄箇所を次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で直接的に解説している内容ではないが、選択肢の語句や前後の文章等で正解を導くことが可能なもの)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●選択式

[問1] 労働基準法 (A～C)・労働安全衛生法 (D～E)

	A	B	C	D	E
解答	⑰	⑥	⑬	③	①
ランク	★★	★	★★★	★	★
頁	(17. 26)	120	(121. 123)	10	10

[問2] 労働者災害補償保険法

	A	B	C	D	E
解答	②	⑪	⑦	⑫	⑤
ランク	★	★★	★	★★	★★★
頁	62	15. 107	107	108. 109	—

[問3] 雇用保険法

	A	B	C	D	E
解答	⑱	⑫	⑮	⑥	⑦
ランク	★	★	★	★	★
頁	8※	8※	8※	164. 165	164. 165

※法改正情報①

[問4] 労務管理その他の労働に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	③	⑨	⑮	⑪	⑦
ランク	★	★	★	★	★
頁	168	169	170	169	169

[問5] 社会保険に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	⑬	⑱	⑬	②	⑥
ランク	★★	★★	★★★★	★	★
頁	—	—	—	174	174

[問6] 健康保険法

	A	B	C	D	E
解答	①	⑪	⑳	⑦	⑩
ランク	★	★	★	★	★
頁	177	177	178	179	179

[問7] 厚生年金保険法

	A	B	C	D	E
解答	②	②	④	①	②
ランク	★	★★	★	★★★★	★
頁	215	(215)	215	—	216

[問8] 国民年金法

	A	B	C	D	E
解答	①	⑦	⑮	⑱	⑨
ランク	★	★	★	★	★
頁	20	20	20	175	34※

※法改正情報②

【選択式：試験概要】

「社会保険に関する一般常識」は、社会保険労務士法第 17 条の付記に関する実務的な事項や罰則に関する事項であったため、この科目が最も難問であった。

次に難問であったのは、「厚生年金保険法」で、厚生年金基金が支給する老齢年金給付からの出題であったが、空欄となった語句が細部事項でやや難しい内容もあったため、空欄ごとに選択肢群が分類されている出題形式であったにもかかわらず、正解肢の判断が難しいものであった。

また、「雇用保険法」は、A～Cが改正点の就職支援法事業からの出題で、条文をしっかりと押さえていなければ正解肢を選択するのは難しくなるので、やや難問といえる。

他の科目は、一部細部事項の難しい空欄も含まれているが、基本事項を押さえていれば概ね得点し易いオーソドックスな出題であった。

全科目を総合すると、前記 3 科目がやや難問であったが、全体的としての難易度は概ね近年の平均的なレベルといえる。

【選択式：ポイント解説】

①労働基準法・労働安全衛生法

労働基準法は、近年の特徴として「判例」から出題（平成 21 年 2 問出題、平成 22 年 3 問出題、平成 23 年 2 問出題）されていたが今回は出題がなく、派遣労働者に対する労働基準法の適用と管理監督者の判断基準について、3 問とも「通達」からの出題であった。

A については、基本事項である労働者派遣における労働者・派遣元・派遣先のそれぞれの関係を押さえていれば、正解肢は「⑰労働契約関係」であろうと推測できるが、「労働契約関係にない派遣先の事業とも労働契約関係にあるものとみなされる」となる文章の正誤の判断は、通達文を知らなければ難しい。ただし、選択肢中の「④業務委託関係、⑨指揮命令関係、⑰労働契約関係、⑳労働者派遣契約関係」のうち、「⑰労働契約関係」以外の語句を入れるとどれもおかしいと判断できるので、消去法により正解肢を選択することができる。

C については、通達文中の一語句であり、正解肢の判断が難しい。

②雇用保険法

雇用保険法の選択式問題は、数字に関する出題が多い特徴があり、近年も 5 問中 2 問は数字の空欄というパターンが続いていたが、今回は数字に関する出題はなかった。

A～C については、「就職」支援法事業の規定であり、就職している「被保険者」は対象とならないことから、正解肢は「⑱被保険者であった者及び被保険者になろうとする者」であると判断して欲しい。

B 及び C については、法改正により施行されたこの規定をしっかりと押さえていないと、解答するのがやや難しくなる。

③社会保険に関する一般常識

A については、選択肢中の「⑩行政指導後作成したもの、⑯他人の作成したもの、⑰提出代行者として作成したもの、⑳自ら作成したもの」について比較することとなるが、「社会保険労務士又は社会保険労務士法人は～につき相談を受けこれを審査した場合」という前後の文章から、「⑩行政指導後作成したもの、⑰提出代行者として作成したもの、⑳自ら作成したもの」はいずれも自分（社会保険労務士又は社会保険労務士法人）で作成したものであり、自分で作成したものについて相談を受け審査するという行為はおかしいため、消去法により「⑯他人の作成したもの」と判断することも可能である。

B については、選択肢中の「⑨記名押印、⑪掲出、⑱摘記、⑲付記」について比較することとなるが、前文の「…旨を、書面に記載して…添付し」という部分から、「又は」の後は、「⑲付記」するが最も適切と判断して欲しい。

C は、難問であり、正解肢を解答することは難しい。

④厚生年金保険法

空欄ごとに選択肢群が分類されている出題形式は、昨年の「労務管理その他労働に関する一般常識」で初めて出題された。

今回の「厚生年金保険法」同様に難しい出題内容であったが、原則的な合格基準点（3点以上）の引き下げはなかった。やや難しい問題であっても、このような出題形式にして、なんとか原則的な合格基準点は確保して欲しいという意図があるかもしれない。

Bは応用力が必要で、Dは基金令の細部事項でいずれも難問であるが、A、C及びEは条文からの出題であり解答可能である。

⑤国民年金法

年金2法においては、年金制度改正（法改正）事項についてよく出題されるが、国民年金法では今回も平成16年改正の保険料関係の事項が出題された。

A～Eは、その基本事項であり難易度は高くない。